

【通信制高校のうち、定額授業料(向陽台高等学校:授業料297,000円)の場合】

年収めやす	保護者全員の「課税標準額×6% －市町村民税の調整控除の額」の合算 (政令指定都市に課税されている場合は、 調整控除の額に3/4を掛けて計算)	就学支援金 ※1	授業料支援補助金 ※2	学校の負担	支援額の合計	保護者の負担
590万円未満	154,500円未満	297,000円	－	0円	297,000円	0円
910万円未満	304,200円未満	118,800円	－	0円	118,800円	178,200円
910万円以上	304,200円以上	0円	－	0円	0円	全額

※1 定額授業料の通信制高校の場合、年収めやす590万円未満世帯の就学支援金支給額は297,000円が上限となります。

※2 授業料と就学支援金の支給上限額が同額のため、授業料支援補助金の支給はありません。